

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合（<u>第4号から第6号</u>までに掲げる者については、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合（<u>第5号から第7号</u>までに掲げる者については、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第23号）第1条の規定による廃止前の香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の適用を受ける職員</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p>

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の112.5以上100分の185以下 (第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の136.5以上100分の225以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の101以上100分の112.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の122以上100分の136.5未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の89.5 (特定管理職員にあっては、100分の109.5)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の89.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の109.5未満)

2 略

第15条 略

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の45超 (特定管理職員にあっては、100分の55超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の45 (特定管理職員にあっては、100分の55)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の45未満 (特定管理職員にあっては、100分の55未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
略 監査委員事務局長 総室長	略
略	
略 保健医療大学事務局長 産業技術センター所長 農業試験場長 長尾土木事務所長	略

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の115以上100分の190以下 (第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の139以上100分の230以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の103.5以上100分の115未満 (特定管理職員にあっては、100分の124.5以上100分の139未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の92 (特定管理職員にあっては、100分の112)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の92未満 (特定管理職員にあっては、100分の112未満)

2 略

第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の47.5超 (特定管理職員にあっては、100分の57.5超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の47.5 (特定管理職員にあっては、100分の57.5)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の47.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の57.5未満)

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
略 監査委員事務局長	100分の25
略	
略 保健医療大学事務局長 長尾土木事務所長	100分の10

略
略

略
略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。